

規制シートの提出状況について

規制シートの当面の作成対象については、「規制改革に関する第 3 次答申（平成 27 年 6 月 16 日規制改革会議）」において、当面、平成 27 年度に見直し時期が到来する規制のうち、法律の形式により制度化されたもの、
規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、
規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成することとされている。現時点における ~ の区分ごとの規制シートの提出状況については、以下のとおりである。

規制の分類	第 3 期報告分 ¹	第 4 期報告分		合計
		第 53 回規制改革会議 (平成 27 年 11 月 19 日) 報告分 ²	第 54 回規制改革会議 (平成 27 年 12 月 4 日) 報告分 ³	
平成 27 年度に見直し時期が到来する規制のうち、法律の形式により制度化されたもの	4 ⁴	33 ⁵		37
規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制	46	23	5	74
規制改革会議における審議事項に関連する規制				
合計	50	56	5	111

1 平成 27 年 5 月 17 日までに提出された規制シートの数

2 平成 27 年 5 月 18 日から同年 11 月 18 日までに提出された規制シートの数

3 平成 27 年 11 月 19 日から同年 12 月 3 日までに提出された規制シートの数

4 通知・通達等の発信者が本省庁課長クラス以下の者となっている規制のうち平成 27 年度に見直し時期が到来するもの

5 平成 27 年度に見直し時期が到来する規制のうち、省令の形式により制度化されたもの 1 件を含む